

基軸

安保法制を
斬る

3

憲法会議代表幹事・弁護士 吉田健一

◎ ◎
日本は、1992年に
成立したPKO法によ
り、自衛隊がカンボジ
アやモザンビークなど

法制では、これまでの限
定や条件を外し、参加し
ないとしてきた活動への
参加や武器の大幅使用を
認める。

第1に、PKO以外の

遂行するた
めに必要な
武器使用、
すなわち正
当防衛の範
囲を超えて
妨害勢力の
排除のため
の武器使用
を認める。



自衛官のリスクを明らかに
しない答弁が目立つ防衛相
(防衛省ホームページから)

海外での武器使用を拡大

PKO法変え、多国籍軍にも参加

今回の安保
法制では、こ
れまでの枠を
超えてPKO
や多国籍軍の
活動に参加し、武器使用
も大幅に拡大する。

PKOとは、国連総会
や安保理の決議にもとづ
き、停戦合意のもとで武
力紛争の再発を防止する

KO活動に参加してきた
が、それは、戦闘行為や
武力行使に及ぶことがな
い活動にとどめ、武器の
使用も正当防衛の範囲に
限定するなどの条件のも
とに認められてきた。

活動、すなわち国連の統
括しない多国籍軍の活動
にも参加する。第2に、
治安維持のためにする
「監視、駐留、巡回、検
問、警備」等の活動や駆
けつけ警護の活動を海外
で行う。第3に、任務を

◎ ◎
例えば、アメリカがア
フガニスタンでタリバン
政権を倒した後に成立し
た政府を支援する「国際
治安支援部隊」(ISAF)

なる。ISAFは国連P
KOとは異なり、治安確
保のためにNATO軍を
中心に組織された多国籍
軍であったが、反政府武
装組織の掃討作戦などで
欧米諸国の兵士等が約3
500人も戦死してい

い。自衛隊が海外で殺傷行
為や戦闘行為に及び、死
傷者を出すリスクが高ま
ることは確実である。



活動」である。

ところが、今回の安保

法制では、これまでの限
定や条件を外し、参加し
ないとしてきた活動への
参加や武器の大幅使用を
認める。

第1に、PKO以外の

遂行するた
めに必要な
武器使用、
すなわち正
当防衛の範
囲を超えて
妨害勢力の
排除のため
の武器使用
を認める。

る。しかも、安保法制で
は、武器使用を大幅に拡
大して妨害を排除するた
めに先制的な発砲を認め
ることになるので、「妨
害者らしい武装勢力が現
れたら、排除のための機
銃掃射」に及ぶことにも
なる。武装勢力と一般市
民の区別も困難で、検問
や巡回活動において一般
市民を武装勢力と誤認し
て銃撃する例も少なくな
い。